

地方分権改革の推進に関する提言

グローバルな地域間競争の激化に加え、少子高齢化・人口減少や財政の悪化、地方経済の縮小が進む中、日本が持続的成長を実現するためには、地域の力が不可欠であり、各地域が強みや特徴を活かして発展する、「地域の自立」と「繁栄の多極化」が必要である。

しかしながら、その核となる地方分権は、地域が自ら戦略を描いて独自の政策を実行できるような抜本的改革には至っておらず、その推進は待ったなしの状況である。

このような中、去る 7 月に第 32 次地方制度調査会が設置され、2040 年頃を見据えた深刻化する人口減少時代に対応するために必要な地方行政体制のあり方についての調査審議も開始されている。また、地方創生についても、まち・ひと・しごと創生法が成立して 4 年が経過し、第 2 ステージに向けた戦略の構築の時期に来ている。

多くの住民や企業をはじめとした活動主体を擁する地域の力を最大限活用し、成長戦略としての地方分権を実現するため、以下の通り提言する。

記

1. 地方分権改革推進体制の見直し

(1) 提案募集方式の見直し

提案募集方式は、支障事例を立証して提案するという制度上、国と地方の役割分担を見直すような大胆な権限移譲には限界がある。政府においては、関連する事務・権限を一括して移譲するなど「大括り」の権限移譲による分権改革を進めるべきである。

(2) 「国と地方の協議の場」の改善

地方創生、地方分権改革等に関する課題について、国と地方が対等に意見交換し、より良い制度を目指していく議論の場をつくるべきである。国と地方が十分な協議を行うため、「国と地方の協議の場」を地方側からの発議によっても開催するものとし、併せて、政策分野ごとの権限移譲など重要テーマに関する分科会を設置すべきである。

(3) 立法プロセスへの地方の関与

立法プロセスに地方公共団体が適切に関与していく仕組みが必要であることから、例えば、国会に常設の委員会として「地方分権推進委員会」又は調査会を設けるなど、国会の中に地方の声を反映させるシステムを構築すること。

2. 地方創生政策の見直し

地方創生推進交付金を中心とする現状の地方創生政策は、地方の創意工夫や独自性を活かすための政策としては限界がある。計画期間が2019年度までとなっている現行のまち・ひと・しごと創生総合戦略の次期戦略策定を機に、地方分権と地方税財源の充実を進めて地方創生を実現するという方向へ抜本的に転換すべきである。

3. 地方税財源の充実

地方が自ら描いた戦略を実行していけるよう、地方財源の拡充を行うとともに、偏在性が小さく安定した地方税体系を構築すべきである。

また、国際観光旅客税を各地域の特色ある観光旅客の受入体制の整備等に活用できるよう、その税収の一定割合を一部譲与税、あるいは自由度が高く創意工夫を活かせる交付金により地方に配分するとともに、地域の観光振興の主たる担い手である日本版DMOの財源とすること。

4. 地方分権に関する抜本的な議論の開始

政府においては、人口減少時代に合った新しい地方行政体制の検討を開始されたところであるが、その際、国及び地方が活力を維持するために必要な最適な統治機構のあり方や都道府県を越えた広域行政のあり方等、地方の意見も踏まえ、抜本的な議論を開始すべきである。

平成30年8月1日

関西経済連合会 会長 松本 正義
関西広域連合 連合長 井戸 敏三